

# 情報ファイル

information file



市税などの休日収納窓口サービスをご利用ください  
税

市税などの収納窓口を、毎週土・日曜日に開設しています。平日が仕事などで忙しく、金融機関での納付が困難な方はぜひご利用ください。  
なお、開設時間を4月から変更しますのでご注意ください。



市税などの休日収納窓口サービスをご利用ください

税

問合せ先

固収納グループ

☎ 52-11111 (内線242)  
243)

家屋を取り壊したら  
ご連絡を

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務グループまで連絡をお願いします。

昨年取り壊した家屋については、来年度から課税されませんので、面積の大小にかかわらず連絡くださるようお願いします。電話連絡でも構いません。

ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をされた場合は不要です。

事業を富まれてごる皆とんべ  
償却資産申告書を  
提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようにものをいいます。

【3月まで】毎週土・日曜日  
午前8時30分～午後5時15分  
【4月から】毎週土・日曜日  
午前8時30分～午後0時15分  
※開設しない日：月～金曜日の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

業務内容 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納業務、納税相談  
ところ 市役所1階収納グループ  
①構築物（建物附属設備を含む）  
門、塀、上屋、構内舗装、広  
②機械および装置 旋盤、ボル盤、フライス盤など  
③船舶 ボート、漁船など

- ④航空機 セスナ、ヘリコプターナビ
- ⑤車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など（自動車や軽自動車税の課税対象の自動車などは除きます）
- ⑥工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、機、いすなど

\* \* \*

※地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用して電子申告ができます。詳しくはエルタックスホームページ  
<http://www.eltax.jp/>

サポートデスク電話番号  
☎ 0570-081450

提出・問合せ先  
固税務グループ

☎ 52-11111 (内線244)  
245)

258